

4 5 6 7 8 9 40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 60 1 2

15
1599
1

一	日の神	七	早鬼大臣
二	夷鐘	八	五噫歌
三	正立九月	九	悔刀祿
四	丙午	附	九尾
十二獸		十	物の名
五	奴婢之子	十一	檀那
六	閼雲長	附	白人
附	漢壽亭侯印	(古)	苗字

卷之止

燕石雜志

序

卷之止



飯臺簾立翁羽著



燕石雜志

書行文金堂梓



燕石雜志序



嘉慶
卷一
五
門 1599
1

燕石雜志序

石非石，荆玉非玉。之多于天下。

瑞瑤琅玕皆玉也。然加一荆字者，擅連城為萬乘，施美女石之名，緣者何限也？無生非位，然添一古字，人捨我取之物矣。凡人莫不知，人勝於石而取懷之，得罪者多矣。不若傳拜后，为末韵致於人之高。

曲亭馬琴子隨筆名號蓋后蓋

飯臺簾笠立翁羽著

同倉廩賦

燕石雜志

書行文金堂梓

燕石雜志序

嘉慶
年

石非石，荆玉非玉之多于天下。
瑞瑤琅玕皆玉也。然加一荆字者，擅連城為萬乘，施美女石之名，緣若者何限也？無生非位，然添一古字，為人捨我取之物矣。凡人莫不知，玉勝於石而取懷之得罪者多矣。不若傳拜后，为末韵致於人之高。
曲亭馬琴子。陸華名號，蓋后蓋。



15
1599
1

人所捨不顧我亦為之。意一日
神來示余金魚集聞其帙上自天
文廟堂之大玉輿地里巷之細義
不有馬援古証人鮮惑釋疑又
間注詒奇謬以左賓金車讀
者皆忘倦革端不測麗朱家石
巒峰峙岸岫洞玲瓏弄雲霞
翥翥儻奇怪子山多愁不能
忘精也抑美則不以用耳之捨古
人之性情皆相同，猶臯眞目接人
面不異焉。家既已以此編之美而
不得捨之，則世人亦若也。予
馬琴縱欲獨自取，今人捨之。因
存其浪華，書寶文生江穴，古
望萬分堂以美之。因請梓行，
以見果人不捨得也。生篇一卷
于士爭，省去皆尔矣。予之不能
措矣。余此書實以之矣。

馬參性慷慨澤氏其先出于三河。東祖先本三河人也故余姓馬。蓋空谷聲高之風乃嘗祖名興也。譽武藏以玉人真中全直次子。諱與古為嗣生中生於源賴汝。勇臣猪隼太守資國者子讳興。義通兵法善擊劍射騎馬與其季子也。愛讀書長好著作。自名至壹曰著佐雜成撰史。

小說無一毫涉淫猥。每以仁其志。在使讀史脩身齊家全其名。節矣不亦大勝夫腐儒輩。亟中宋右壁。自卑比據枯梧張門戶。乘徒弟講理淡性誅彼罵此。為人師一往無益名教者。手文金石篆。二書賈与馬琴同清冠余言於此編遂以此為序。

文仙七年庚午上元日

北山古逸稿

小笠翁史書

燕石雜志總目錄

卷之壹

一日の神

二更鐘

三正立九月

四丙午

附十二獸

五奴婢之子

卷之貳

一古詩の詠

二人口膾炙の詠

六房鐵

大人先生

詩歌吉凶

六

關雲長

九尾

七

漢壽亭侯印

十物の名

八

早鬼大臣

十一檀那

九

五噫歌

十二白人

十

壯刀餘

十三苗字

十一

大人先生

十四詩歌吉凶

三 時代不同歌合

八 匂の花

四 遊水

九 狂歌

内 五穀論

五 一二の橋

九 狂歌

内 鬼神論

一 鬼神餘論

一 休詠評

十 ども本

二 蟬丸

五 八幡左郎

九 ども本

三 惡禪師

六 浅草事實

十 長篠

四 正儀義隆

七 地名の詭譎

内 俗字考

一 薙東方言

四 四時代謝

八 伊豆の嶽

二 團頭

五 桃左郎

六 陰陽句連歌

三 蔽入

七 花咲翁

九 猿大手柄

四 猴蟹合戦

六 舌切雀

十 輸鳴之子

一 俗咒方

七 醉鶯

内 家訓稿餘

二 奇異恵

八 富川珍重

内 陰陽句連歌

三 田之恵恵

内 寶語教

内 家訓稿餘

四 縣神子

内 天禄獸

内 陰陽句連歌

五 塞翁馬

内 伊豆の嶽

内 陰陽句連歌

六 桐樸取黒船

内 伊豆の嶽

内 陰陽句連歌

歌
略

抱朴子曰夫非漢陳之一人不未能珠於泥淪之蜂
非濟血之民不能識夜光於重崖之裏。蟬蛾肩
之而笑孫天之大鵬。すれ遊牛迹之水不貴橫
之巨鱗。とづりづらゝの語を棄て小真玉最辨
ふ識易かん。玉をあくざる外の燕石を十襲し。
人をあくざる外の精の信を奪たる。玉と人との
策の信を奪たる。玉と人との別あるべし。楚文
の下和を舉。昭王へ孔子を封
びんとさり。されやう吾身を有とども。うちその是
の事を引とす。られを
鳥の雌雄よ壁。誰知鳥之雌雄。鳥の雌雄も
うるべし。余雅云。鳥雌雄不可別。オレ
られをどう。翼右掩左雄左掩右雌。己を知ると難
くもあらう。られを山鳥
の溺死する。山雞有美毛。愛其色終日不
去。目眩則充。此亦是哉。先が博物志より。うの鳥り己を知らば。美毛あり。

數百年前ある史傳うるやハ近日の巷説まじ。彼此とうと抄錄して、されば
かほろふ思考をりし。實ニ警きんに譲らむの所か。

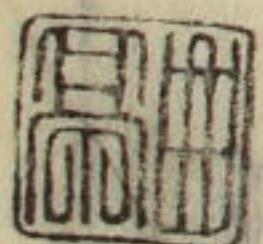
○字音の假名遣を正コト。傍訓細字す。讀みづくづく。且廁人を号
せんと。と厭へば。うそシヨウをセウと。チヤウをテウとする類す。
本文とのべども傭書のむよ悟きもあらず。予グ著述書肆小篠索已
らうゝの年中數十卷。この故より更よ校へ西によ及ばず。傭書嶋岡生
が清書ぢーた。すゞく判廁氏は属と。

○子が父く而ひ人の字く不く。アラが觀り所ひ人の觀る所く。アラが
考る所く。あくをば除説異闇酷冷ぐま。アラが一身の意涵よ事く。これを十
月の批評よ歎ビ。アラ裏編ニ晴合むるアリのあくび。宣披閱者の筆削ア
付とべ。

○予好ア古人の隨筆を觀るよ。千萬言アマニ取づたりとくらうる。

○久の書藻ア考正ア。著述もよわづ。又刊行小字うるうりた。アラと告家
の字うるうりた。自書肆ニ豪棄らられどれを削去スルとす。昔
漢の王元ハ論衡七十六篇を著ト。篇末ニ自己の傳を紀載ヒ。今これ
微んとさうよオの皆とべれタのう。これ被射豹の入ふ處ア。終よモトムにて
あたを差す。さうけれども所難の如ヒよ。アラ隱るよ。アラをりく
せん。小一人無レ罪抱レ玉而有レ罪。アレ玉を擇セ。獨善吉一と燕石を白
めん。羅々くんがおこ。漫ニ自笑ト。遂ニ筆を閉く

文化六年己巳春三月上己。蓑笠庵居題於飯堂
著一作一堂。



十二畫

琴嶺興迷



士羊



漢石雜志卷五之下冊追加目錄

毎卷述るところ送漏缺はかきその點へからずを集めて卷のとくよ
載つて開者最後を照てば其の點をいまと盡さざるとあらべ

第一 檻聲追考

此版卷一より記せり更檻の辨の送漏を補全
第二 開時印追考

此版卷一より記せり更檻の辨の送漏を補全
第三 十二獸追考

此版卷一より記せり更檻の辨の送漏を補全
第四 苗字或開

此版卷一より記せり更檻の辨の送漏を補全
第五 苗字或開

此版卷一より記せり更檻の辨の送漏を補全
第六 風俗或開

此版卷一より記せり更檻の辨の送漏を補全
第七 守屋義貞

此版卷一より記せり更檻の辨の送漏を補全
第八 あらじよ

此版卷一より記せり更檻の辨の送漏を補全
第九 あらじよ上

此版卷一より記せり更檻の辨の送漏を補全
第十 あらじよ下

此版卷一より記せり更檻の辨の送漏を補全
第十一 鋸

此版卷一より記せり更檻の辨の送漏を補全
第十二 正九月辨補

此版卷一より記せり更檻の辨の送漏を補全
第十三 鳴よ考或開

此版卷一より記せり更檻の辨の送漏を補全
第十四 鬼神或開

此版卷一より記せり更檻の辨の送漏を補全
第十五 白伎

此版卷一より記せり更檻の辨の送漏を補全
第十六 名詮自性

此版卷一より記せり更檻の辨の送漏を補全
第十七 伯夷叔齊

別錄

別錄

第十八 蜜裏

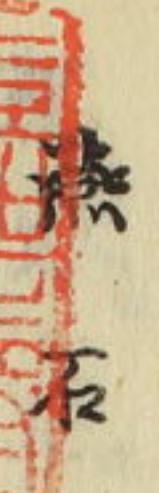
此處の巻一うす物を解の送傷と追加之

第十九 造化ノ功

別錄

右巻の次第を追ひびみらへ出るまゝよんやよ某の巻某の度云
と記よりのい合へるをもとからんなり古人文書を故する
と風葉塵埃の如く況てこの書のどん前より備書すを後ア
多シ人ある僅よその筆を芟とつてともいはゞ是らはうな神補へ
盡るほど今正月下旬は草を起して七月上旬は稿と果
その簡別よ種々の小説を著述したるを據纂塵漏すを代用
り而のうば亦復考正んべ

焚石雜志追加目録 先



嘉慶

己未年

秋月

廿二日

午後

正月

廿三日

午前

正月

廿四日

午後

正月

廿五日

午前

正月

廿六日

午後

正月

廿七日

午前

正月

廿八日

午後

正月

廿九日

午前

正月

三十日

午後

正月

廿一日

午前

正月

廿二日

午後

正月

廿三日

午前

正月

廿四日

午後

正月

廿五日

午前

正月

廿六日

午後

正月

廿七日

午前

正月

廿八日

午後

正月

廿九日

午前

正月

三十日

午後

正月

廿一日

午前

正月

廿二日

午後

正月

廿三日

午前

正月

廿四日

午後

正月

廿五日

午前

正月

廿六日

午後

正月

廿七日

午前

正月

廿八日

午後

正月

廿九日

午前

正月

三十日

午後

正月

廿一日

午前

正月

廿二日

午後

正月

廿三日

午前

正月

廿四日

午後

正月

廿五日

午前

正月

廿六日

午後

正月

廿七日

午前

正月

廿八日

午後

正月

廿九日

午前

正月

三十日

午後

正月

廿一日

午前

正月

廿二日

午後

正月

廿三日

午前

正月

廿四日

午後

正月

廿五日

午前

正月

廿六日

午後

正月

廿七日

午前

正月

廿八日

午後

正月

廿九日

午前

正月

三十日

午後

正月

廿一日

午前

正月

廿二日

午後

正月

廿三日

午前

正月

廿四日

午後

正月

廿五日

午前

正月

廿六日

午後

正月

廿七日

午前

正月

廿八日

午後

正月

廿九日

午前

正月

三十日

午後

正月

廿一日

午前

正月

廿二日

午後

正月

廿三日

午前

正月

廿四日

午後

正月

廿五日

午前

正月

廿六日

午後

二更鐘

更漏漏有六更君王得裏起

時の鐘鼓をうると和漢の時の時よりとくふとを詳よせば事物紀原云
更一點起於易繫九事重一門擊一杵之說自黃帝時也。と
より按むるに易繫辭下傳云。重一門擊一杵以待暴客益數諸
豫。とすえらり杵の拍子本かられの都城の門子暴客の来るをよそ一拍子本
と號す。又更急のみ異うるん歟六更の多宋の洪邁が俗考ふえたり
をよ挾縁と

俗一考云。漢書候士百餘人。五分夜擊刀一斗。○解按正字通也
據註古者軍有才牛彼此予盾刀斗之刀音銳並
改刀為才不無傳有才牛無才牛不以讀作也。自一守師古曰。夜有五更。故
分而持之。唐六典大一史門典鐘二百八十人掌鐘漏
立五漏一通。凡二十五而及州縣更漏皆去五一更後
漏。又弁初更去其二點首尾止二十一點至今仍之。

故曰。一更三點禁人行。五更三點放人行。宋太祖以
鼓夢驚寢遂易以鐵磬。此更徵之變也。或謂之鍾。即
今之雲板也。衛公兵法曰。鼓三百三十三槌為一通。
角吹十二聲為一疊。鼓止角動也。司馬法曰。昏鼓四
通為大鼓。鼓夜半二通為晨戒。日明三通為發餉。今
早一晚各止三通。其鐘聲則一百八撞。以應十二月。二
十四氣。七十二候之數。この後より前後より
あり或は鼓をりく。或は鐘をりく。或は衛公の鼓の三百三
種と。を加え合て。一百八どよりしなり。その数宋の鐘声より
時の大鼓の多大。玄經より。南苗幣志より。亦。天朝の鐘声より。秦漢以前既より
十三椎宋朝の鐘声一百零八。天朝の鐘声七十二。その十二時より各二
種と。を加え合て。一百八どよりしなり。その数宋の鐘声より
時。時の大鐘の多大。玄經より。南苗幣志より。亦。天朝の鐘声より。秦漢以前既より
鐘の正を載せ。此も鐘也。舒明紀小天皇八年已丑朔。大師王謂

畫浦大臣。群卿及百寮。輿參已解。自今以後。卯始

之。己後退之。同以鐘為節。然大臣不從。となりて又えたり。

之。己後退之。同以鐘為節。然大臣不從。となりて又えたり。

あらねどもこのかん時もひやびく行きども。天智天皇の十年。薦書本實水泉を獻同年の夏四月。もともて漏財を用ひ鐘鼓を動し候時を打ぢらう。

ト日本紀よりえたり時の鐘をもとへ。天智の御宇とうほすれど木巻抄本より。

數の多うりに延喜式よりえたり。亦夜行公海のと奉勤文延喜式由捕子ある火危本など。

素苗邊あよへて夜行公海へ今夜巡りとらひゆふとあすとよ中葉より。

ヨリまきの聲の辰を吹きるや赤染在馬の集よりとも又午の貝を吹くされ未のちゆき近はれよけど。皇御隨筆も。又漏刻博士も。周易博士も。漏刻博士も。周易博士も。その道せよ。身をわくりれど風月の方とさる。またきくタノ云云。とくに捨塔あり。權を古今著は集ふ。桂よ。化れぞ。卷の十六。五十三。強ふ。不え。序。

追曾夜詔。一友人とこの夕又是び。よへ今時の鐘の數。小卯と酉を六。ト。

一ノ五十四。九ツハツセツト至。至。モホ六ツよ。其の數。行。持。拂。れ。る。よ。と。向。八。

云。楊。云。が。大。玄。經。エ。本。フ。シ。テ。律。呂。の。數。ヨ。リ。又。リ。リ。九。も。よ。る。能

九。を。數。の。止。ヨ。リ。モ。と。古。人。も。數。ヒ。一。ヨ。生。ト。ア。九。ヨ。聖。ト。シ。ア。且。九。ハ。陽

數。ヨ。リ。ヨ。リ。モ。これ。を。日。中。午。よ。配。モ。午。ち。火。ト。ア。陽。ヨ。レ。ガ。ヨ。リ。ヨ。ト。諱。序。

と。夜。半。の。二。六。時。中。の。正。中。よ。當。て。九。を。リ。く。左。右。ハ。ヨ。リ。出。ト。ヨ。九。の。數。ヒ。よ

する。う。ら。ん。と。答。を。や。る。み。を。旅。ん。き。り。と。く。さ。と。う。紀。所。わ。う。れ。ど。難。書。を。ど

シ。イ。ク。の。も。紀。で。る。代。え。ざ。れ。ば。童。蒙。の。お。よ。た。よ。ほ。と。ホ。結。既。續。ゆ。め。該。す。れ。も。難。書。

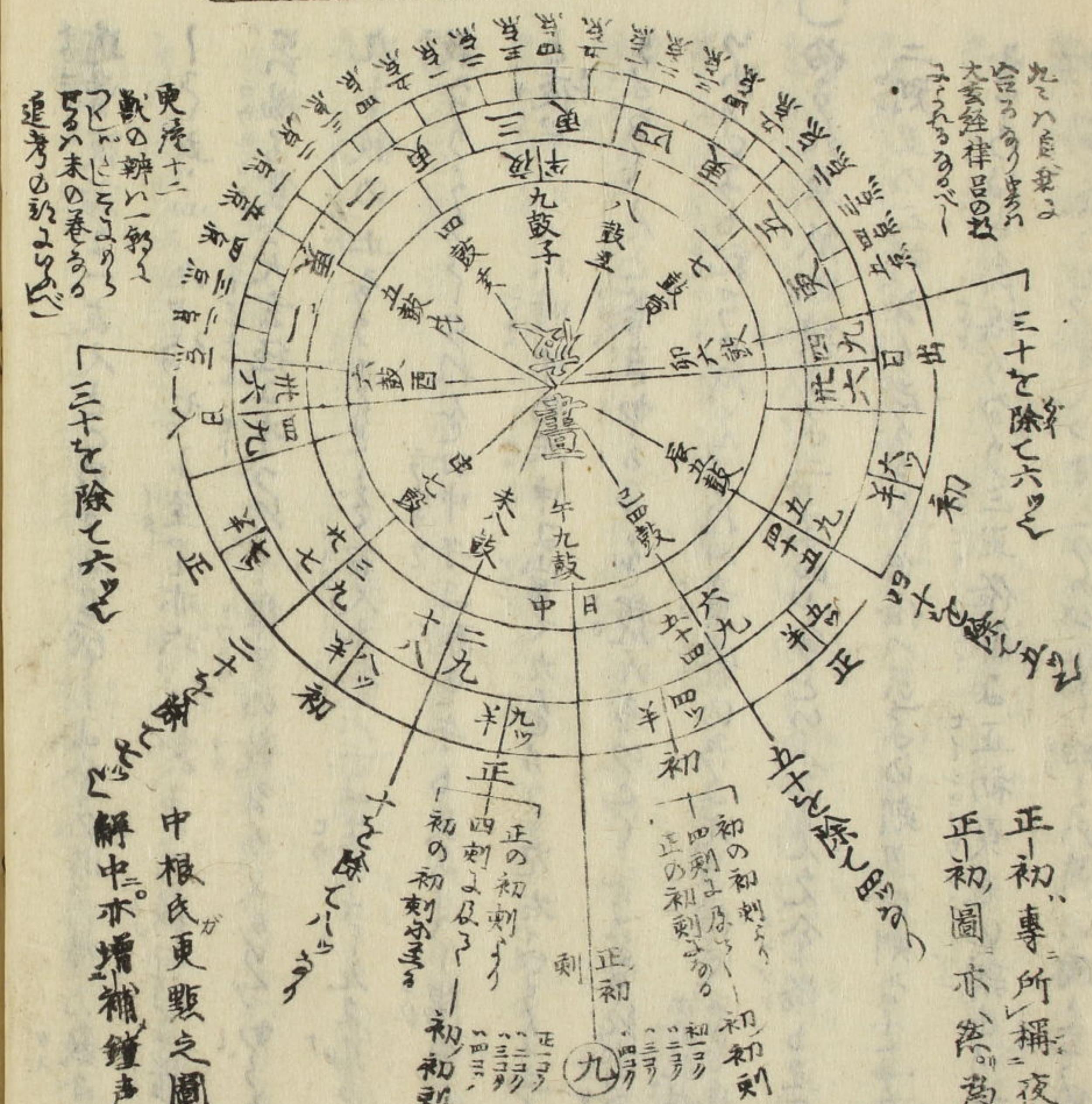
○。ぬ。る。た。草。紙。物。絹。エ。子。ニ。ツ。モ。四。ツ。キ。ど。り。か。タ。え。今。俗。ち。丑。ニ。ツ。キ。ど。り。か。つ。の。

二。刻。丑。の。三。刻。ヨ。リ。あ。う。る。を。世。俗。ハ。只。子。の。刻。丑。の。刻。丑。ト。モ。う。よ。唱。ト。一。時。の。事。

ホ。ド。ろ。ぬ。よ。う。の。憤。り。ヨ。リ。三。正。俗。解。ヨ。正。初。更。忌。の。辨。あ。リ。正。と。か。そ。の。時。の。正。

ホ。シ。世。俗。の。九。ツ。時。ハ。ツ。附。と。り。の。が。如。一。初。と。か。前。の。附。と。そ。の。時。と。の。中。間。う。

圖之點更



圖之聲鐘

世宗の九ツ半時と喝り即ハツ時ノ初より正ニ至ル間ハ羊時也
彼百の刺四箇と六分之一よりれど正テリ次の初ニ至ル間ハヤマカの
トドヒテアリ又長ればトヨ異ト亦云刺ハミタミトヨハ漏スイ
箭より百の刺を施トアリ之の箭の刺一ツをひと刺ニシテ二刺と
喝の敵よ子の一刺子一ツ丑の三刺所謂所謂とリふもアリ之の箭小十二の刺を施ト
これを用セバ卯の刺辰の刺トドクル也理アリムハ漢哀帝ハ一晝夜を
百二十刺トアリ梁の武帝ハ百八十刺トアリ盧山の惠遠ハ四十八刺トアリ清の時憲
僧ハ九十六刺トドク類皆その姓ト從ふのモ亦更点ハ夜分ニ局る名ナリトミ夜
の長短ニ隨アリ均く五ツよ分アリ一更ニ更ニ更四更五更ト喝ハシメの更を均
ニ立候トテ一點ニ點三點四點五點トドク冬至の時節ハ夜長れば更点
も長ト夏至の時節ハ夜短ければ更点も短トヨ或ハ喝ヒテ又蓋トドクセ
俗寅の一魚辰の一魚トドクハ化粧甚一以上中根房主の説ナリカシキ

三正五九月

正五九月を避きといひるが宋の時の保忌モウキが本邦より傳ぐもあらへ事
文前集云。今之二十官首サモウ忌シテ正五九月或謂宋朝ハ少一德シヨウイチドク有
火ハ生シ於寅ヒ年一月ニ墓於戌クモ此三箇月謂之灾月ヲサイゲツトシ官員

四
丙午十二獸

十二
獸

例減レ祿料無レ羊。故謂無羊之月衆皆避之。陰陽家云武德詔此三月不行死刑禁屠殺。又五月雜俎云清破雜志云佛法以正五九月為齋素月不宜宰殺足破。蓋見とひう我俗らの三箇月へ娶招まく林野とひうといふといふがる。

附

五難姐小吹劔緑を引て云、丙午丁未年。中國遇之必有^吉灾。然亦有^リ不盡然者。卽百六陽九亦如是耳。曲亭子云、我俗一未^{トモ}也。丙午庚申の年を忌^ムとむ甚く或ハツニ女子丙午の年^{トモ}生るゝ者^ハ多く之の良人を食ふ或ハツニテ^{トモ}庚申の年^{トモ}孕^ムレとゆれバ^シの事必盜賊と^{トウゾク}。故^ム凡庚申の月子^{トモ}母^{トモ}生^ム者^ハ金を失^ム。少^ク絶^ム卒絶^ム宋^{トモ}以降人の命運を管^ジどりの事^{トモ}。ハ幸^ム。只^トその年をの忌^ム日を立^ムとす。然^ハ年を忌^ベ日を立^ム。

爲月を忌ぐ日を忌べルを忌ぐ時を忌べル子丑寅卯の十二支爲禽獸は當たる後漢のころより既にどうり事へやと辨べル丙讀爲火之兄丙者言陽道著明故曰丙正一字一通云篆作丙亦作灾陽火也从火光天之下盛大發揚也云云午も亦陽火四方が配もととんハ南方ナリ四時は配もととんハ夏ナリ月は配もととんハ立月ナリ時は配もととんハ月中ナリ放又丙午の年必火災ありといふ故ナリ俗說は從て丙午の年火災ありと云々壬子の年も亦水厄ありと云々壬午の年も亦水厄ありと云々壬子之年也言爲水之兄士也爲言任也言陽氣任難于下也云陰ニ属し四方は配もととんハ北方ナリ四時は配もととんハ亥冬ナリ月は配するところ十一月ナリ時は配もととんハ亥羊ナリ世俗只丙午の年は火災あるといふ之主子の年小水厄ナリと云ふととんハ丙午の說も信ずる所更に云々權をもよおしくうどひ偶跡ナリ之を介雅云太一歲在一午曰敦牂

○俗説よ大約男より二十五と四十二を厄年とし女より十九と三十二を厄年とす
ヒテノ如ク或ヘソニニ陰の數五ハ陽の數一陰上よりアモ陽下より故小男子
之の年二十五より至るタリのハされを母モ又四十二ハ之の數ミニ陰ニ属シモ陽
ナリ且四二を統スル元トモ男子最されを懼亦十九ハ十八宴の數九ハ陽の數ナリ
モニ陰上より陽却下よりアモ放ニ女子されを懼るニ十三ハ之の數陽を重ナシ
且事の敗藉モソニリ散々とりハ三ニシテ散々とも訓サシテ此をオシカ

最うちれをゆくとひも究めく謂うとへ靈樞卷六漫小人の大忌の常よ七歳を
加ハ十六七五三十四これを年忌といひ木づのを拾萩折み戒むる年の厄年十二十五
四十三五十二六十一これを年忌といひ木づのを拾萩折み戒むる年の厄年十二十五
辛巳四十九六十一八十五九十九の娘く見えたり今之俗鏡と同一あらうが
ハセその年は定厄やうん聖人どもども厄よ陳蔡又脱とありばあられども
ヨメ二十五歳と四十二歳ヨリヨリモヤモ厄あらとひ鏡をすとゆせよ死
字の訓よらんとぞと聞るゆゑを忌りめあり生あるもの必死と忌とぞ
とも脱ぐれり死ゆりものあと聞るゆゑを忌と何の益うある遙かと甚一と
シベ一男子廿四五歳ヨリ四十前後ヤレ動されば好色よもよと禍媒をもん
タの育が子の十八九より三十歳前後ヨリヨリのもえちらすりみびざう禍を
おもふとれたハ彼の前厄也此の後厄レと稱してこれらをその年みゆと禍禱内
ヨリヨリの年を数ひ行んどう戦く競くとくとくその物を填
生涯厄難のみうんり紙縛りよりちうと

○人の生年の大干小干とその吉凶禍福を論じて唐山よりとあるくも
是事一文類一娶云。東城父一老一傳云。唐明皇以一圓生。而
喜一鬪鷄是兆一乱。之象也とぞり亦朱翼猫睛可以辨二十
二一時一而子為時一先。故猫食鼠。とりかとぞり友人の鏡は法苑珠
林第四十卷又引。どろの大集經の鏡又因ア十二支を十二獸小配當。アム
ビツバ虎ヨリアラウラウラントリツリ接ひ。すは仏法ハ漢の明帝の時アム。唐山よりと
アラ王充の後漢の人すりの述作アラ論衡をアヌキバ寅木也。其禽虎
也。亥土也。其禽犬也。丑亦土也。其禽牛也。未其禽羊也。巳火也。其禽蛇也。
未其禽牛也。未其禽羊也。未其禽牛也。未其禽羊也。未其禽牛也。未其禽羊也。
其禽馬也。水勝火。故豕食蛇。火為水所害。故馬食鼠。

肉の辨あり。曰。子、屬一鼠。鼠無レ牙。上、爲一牙。丑、屬一牛。牛無レ齒。下、爲
齒。寅、屬一虎。虎無レ項。卯、屬一兔。兔無レ脣。辰、屬一龍。龍無レ耳。聽
以、角。巳、屬一蛇。蛇無レ足。午、屬一馬。馬無レ胆。未、屬一羊。羊無レ瞳。
申、屬一猴。猴無レ腮。酉、屬一鷄。鷄無レ陽。戌、屬一犬。犬無レ胃。亥、屬
豬。猪無筋。而生を生肖とひづれ肖の似る事。物紀原。黃帝。

立子丑十二辰以名月。又以十二名獸屬亦
延年。

一元と云ふ
元也

凡語のあらわしの發とそれを約するうまみをうと唱へること嘗て
テリをうと唱ふをあと唱るより十二支よりだましとあらわしを欣うる舞を
うのみ続々附猪の床うどりアツクルうまみをうなぎをもとからすも焼
物と切ひかえ／＼耳うれしくすえび／＼かくすゆりりあ
(五) 奴婢の子
父俗の常俗よ夫婦離別するところ子むきの男四人の父よ後ひ女すめが不
従ふといふところはごく男女をうぶ子やく妻を去りのものすと冬
属らそくが方法あるよ付よ据えやくいづまこと不審らふやう法曹至栗抜と
通るよ以てるとあり

法曹至要抄中卷第五十二條云，

一 奴婢合所生子可從母事

捕

亡令云兩一家奴婢俱逃亡合生子並從母養解云

謂

官私奴婢与官戸家人合生男女亦同

案

之

奴婢者律比畜產仍所生之子皆從母也

サの娘、いえたりこれら両家の奴婢逃亡所食し子を生んだる母と母
か属らる故りうそとされど奴婢ハ畜産よりと雖ばつるが家の猫と

ドウ

子を生じたる牡猫ハこれ又あづからず畜産ハ母のつゝ又あるがゆう

ト

奴婢密通のあひだりもの母は從母古法ありを以ひあすやう

ト

世俗サ子の母は從母と云ふべし今も田舎より奴婢の合へて産る子

庭子

と号して藩代の家僕と生涯の進退を主人のまゝと云ふ

古法

も同書同卷第五十一條云

一 家人所生子孫相兼可爲家人事

戸令云家人所生子孫相兼爲家人皆任一本主馳使

唯

不得盡頭駁使及賣買

案

之

至于累代賤隸之類子孫兼而可傳。但臨時

追

後之徒苗裔繼而無仕矣。

これよりうりの家人庭子のみ臨時追後の徒ハ一季半季の奴婢を

シテられらん子孫より後より仕るとすと

六 関雲長

謨壽亭侯印

演

一義三國志卷之一宴桃園豪傑三結義

聖歎本云云原本

義

題を毎本題目は大同

ハ異うり文もく長短あり

とくの假園羽根相貌をりふとくよ身丈九尺

丈

長二尺面

奴重橐脣

若塗

硃

硃一本作

珠

一本作

珠

一本作

珠

珠一本作

也

妻を重東とりひつ五難組よふとえられば

東を橐又怪たら故とくよ

也

也

也

也

也

也

也

也

也

也

を以る所とある人のひりり後又萬曆版の演義に闇志を以て面書
裏棗とありこれまく義理もあらずと薫りあらざると刻を並べよ墨色と
帶たどり書きを薫る如一といふ勇士の相貌をひかられ健本に三か裏の
字の川を脱一ア重車ユ愒りたりとらぬて曉りぬ

岡の余象計が演義全像三國志評林京本と巻の五関雲長延津
株ニ文一魏とみの假よ曹操壽亭侯の印を薫ア張遼一ト関公よ贈り
一ふ公愛みど漢字を加えア再び旅イーグル関公笑ア丞相ラーハラが意を
あれうとうと遂ニ又變アリとあるセア金聖歎本多との數行を削去て
注トシテライ莫壽地一名亭侯爵名俗一本此一處多シ考。今依テ
古一本削去トモト亦外書トマレを辨むるが甚精細なりこの聖歎が
發明のミヨアラズ王崇簡が只く疾苦記すも又との論あり

王一崇簡云々関雲長封ニ漢壽亭侯。本亭名漢壽今人

稱壽亭侯誤以漢字属上

や見えられども疑ひばれりあり

天朝

天明四年二月廿日

岡那河郡滋賀嶋の土中巨石の下漢委奴國王印を掘りアラニ
ウリその國號好古曰縁ニアスムアリ亦同書よ宣和集よ載ヒトロの親
魏委王の印を載たりられ漢魏共よその國号を印文よ冠らせア登
とまべーこの例を引ヒ推ヒテハ漢の壽亭侯と唱ヒト悟ヒトモヒカヒ
ヒメウラ外國を封ヒタル國号を稱するアリともその土の臣ヒタ
リのを封公せんユ岡号ハ称ヒる例キト難せん欽漢の季小至ヒ諸侯
叛ヒテ盜賊蜂起一位置を篡ヒテの歎カバクの時ニ當ヒ曹操執政一岡
縣を封侯シテその印を壽ヒトモんニ漢の壽亭侯と称ヒタル由アリ
ヒメウラ宣和集よ載ヒタル不の親魏委王の印の國号ニアスムヨシ
後人の偽繼タリともりバ近属滋賀嶋の土中アラニ姫セザヒ漢委

奴國王印ハ好古日録の編者既ニ考る所アリ漢字を屬するの證とモ
ズヘ欽金聖歎蜀志を引ク大物軍費禪會諸將于漢壽といふ
ハ漢壽ハ亭の名なりタ疑うたりの事トテ予首肯一ノ決にて博賢

家よならぬベー

○漢壽亭侯の印を唐山より度々土中より掘出ハラオトニレハ世の

良家侯王を尊信シテ此の印を鑄てその廟へ納スム所見アリと云
人りひりきく考証一ノ追書也ベー唐山より閔羽の神靈をあらわセ

フ唐以前の事也宋より以後世人多くこれを信シテ五離姐ア

ソウサクして閔羽の印となりたりの事

朝より傳来一ノこれらを信シテ五離姐ア

院より勅封の漢壽亭侯の印あり人これを乞ふと紙又打てて与くとの如

ニシテ雍州府志山川名迹志ある載ざれば是否成もぐく又近時心

のりち度づれしもありその印ハ好古日録又載らリ亦某の蕃又藏り

漢壽亭侯之印

廢漢石可讀

漢壽亭侯之印

圖書



印環侯亭壽漢

陰文



コレ必起
モノニシテ
ノ印カ下ニ
印ト大同小異



コノ印古日録ニセタリ編者ノ考ニ云僧
心越携未ルトコロ閔羽ノ印トイフ今水戸ノ
佛刹ニサム印ナ四字ニシテ三字ハ蒙古字今ハ
花押ナラシ疑テ胡元ノ時鑄所ノ閔帝廟ノ印ナ
ルベシトヘリ

印の印とソムタのウイ是心越の勢もあれソウの欲これらを好古日録又載す
のとモハ考るよ大同小異あり予が眼を過るところとの二種又過ぞれ
陣太鼓長崎某の家の炭斗ヨリモホリクタモ一南鄰子が西遊記と云
ソムタレバ閻羽の生印ヨリカトモヒムケレど襍色の木のものと云閻帝廟の印アリ

閻羽が神矣感應あるリハ諸書よりアリ謝肇淛云。今天下ノ神祠
寺火之盛莫過閻壯繆而其威靈感應載諸傳記。及耳一向所見閻者皆灼有焰一據非幻也。如禍列。亂之

先キ神像自動ニ日乃止。友一人張叔弢親見之。萬脣潤吾郡演正一場新神像。一匠者三足踏其頂。出漫襄諸無何僵仆而死。則余少時親目之。右之張觀察堯文上計至桃源病一草移入王祠中。其兄日夜哀憇。全日復蘇観見神摸其體以禮。張君言之。整整如在日。

前一者上亦異。亦云王自唐以前。未之有。閻迨宋以鹽池
一事遂著靈且張道陵。於漢季爲黃巾妖賊王以破之。當顯膠之使甚真耶。吾未見道陵之賢於王也。此蓋不可解者也。五難姐見于卷十五第十五張及十六張。曲亭子云閻稚鍾馗之賢於王也。此蓋
られを画く。うれい婦幼もうれい。の閻羽鍾馗あることをある。彼孔門の十哲の娘兒へ却ちうがうりの景。うつ世俗只勇を稱。奇色絢にのみ質者の世う
えくれざる。固又故ゆ

(七) 早道大臣

鍾馗ハ原菌の名うれど本草綱目并ニ諸類書あり。逸志を引く。唐の云示帝の夢又終南山の鍾馗の靈。虛耗の鬼を退治。又其子載たる
娘兒へ却ちうがうりの景。うつ世俗只勇を稱。奇色絢にのみ質者の世う
えくれざる。固又故ゆ

虚設あるより曩より井澤氏が俗競辯よひあらるゝ今俗にこれを種燈
タジン セウ イッセイ ノシ サキ
大臣と稱と逸志又載りといひ終南山の種燈ハ落第の進士すとは大臣
セウ イハル アー
と称さるゆゑの謂也 按此より源平盛衰記卷一五節の夜闇鑑の辰
カレレウセイロウ チウレシ
昔周成王の忠臣よキリウとひよ吾あり依勸賞一位至亟相早鬼大臣と
ハモノ テケンセウニシナリシヨウイ サウキ
稱をとひふるえたりとのを繩の競を又傳ひやうり種燈と早鬼と音
セウキ フゲイ セウ
追ひをりく混ト種燈大臣とひづまむん盛衰記よひ早鬼の競
セウキ サウキ セウ
考る所考る所考る所考る所考る所考る所考る所考る所考る所考る所

八五
○
噫歌

起立アヘ天アヨ餓死モタリの事アヘラマツ民の窪也アヘダリヒ烟絶セヌ御代ニ
ナホレメシ
ケリタエ

やあるさてどどめあるとをもひきされくの欲思接ぎ
よ水鏡仁徳紀よ 上のえへ 上のえへ 四年とやうた二月よなうれうよのばくへりよりの度
のきみかをとふるひまくすりあうたえまびらしうが今ううのから三年たまきやとも
あとののうちものごとくをとぶゆさをあひたまく七年とまし、四月よヌスくわの度
主て御覽ハラン ざよなまのきみくすりだりひくひらんぢれりよがみうどごううをあひ
たうだすのぼりそつれがきく曲亭ふ云、鑑衰紀のあやまつらにばくへり水鏡
いせよ候字の日本紀とうりよめんと高麗屋の御製日本紀よ載セ られざれぞ
せづく時卒公のあを懐傳モリツヘ

延喜六年四月卒紀竟宴和歌

得 大 鶴 鶴 天 皇

左大臣從三位兼左衛門大將軍原朝臣時至

多賀度能見乃保利天美禮波安女能足多与母

余計右利互伊万蘇度美奴苗

神巷被荒よりあらのいた比のをくよめやうれど再披よみの高樓の

和歌より仰るに梁鵠が五噫歌あり後漢書

見第十二卷

梁鵠東出閑過京師作歌曰陸彼北邙

帝京兮噫宮阙崔嵬兮噫民之劬勞兮噫遼遠未

央兮噫肅宗聞而非之求鵠不得蒙求

されば邙山の巔うり帝廟ひ美盡セタ紙瞻ミテ民の苦勞

又ううとのよ云云の私歌ハ帝廟うり民間の景迹をえをうりて民の苦勞

を憐みゆる仁德帝の御ひうる深く母りやうを絶ふうるをの強

黒うれどももぐく言葉ひらめり

九 惨 刀 補 九尾

蓋被とりふりのよ晴明が母ハ化末の人うり遊女性末のタのどなりゆく

を描寫すある人よ蜀られ三年滞蜀する向よ々の晴明誕生より時

よ童子二歳の暮秋一首をつねりと曰悲しくはとびとまくと

和泉あるもの田の處のうりえ葛の葉と蘋とひこく絶滅すよ失ふり

晴明ニ洛ひ三毛うりやう母の孫せん一歌を如行と母りひ和泉國へ立行あ

四の處をゑ入をうりうりながら社壇うれりと伏詳

きむ古老経よる瓶一匹ぶがうりと我とを汝が母されこと失ふり

水鏡の鏡ようりて作り鏡うりとそのひよいべー又恋しくうるをもとよ

私泉ある云云のあら本歌あり古今著聞集云鳥羽宮天王寺別當ある

ちれすりへびうらよがれころあの田の裏を深

亦六帖小よき人あひて私東うる信太の處の補の手致よき

まくごよみからをあひそへらうるべしとみの蓋ホトセウ蓋ホトセウ押ホトセウの本ホトセウ

皇の腹よ云々野子をまくもとたけりトハシヒのゆき

めをりと
物たりひふ
むよひ

立候方事多がゆよううきんやくのひにけをんみつまち

アリとアリの事があひて、家よりアリの事で、仕事はあり

所をもくもよ家もある大十六月十五日よりをうえて此のじぬのをさと
一せらふじとみめの女をうるまびどよほえりうぢりの妻の女ひよくわら
そ男よこれうろことくとひくぐもをうとの男まろぢりとくのやのタトモ

あらざる女どもよ物語れせんとまゝわざうきみの處よみとてみぬ犬ちよ
あらざめの女をうりんとて此女の女がどうたまされまくとてひとせ
きりそほが紀のくほのぼりとさりをととられをえとすむかうとじひを
からいもくさんびとされとがくよまざまよじでくよくされさんじとま
きびくびすよまくとひひークびあくせあくくねくづたとくまくを
とくやあくすくめくさきの花ちめの火をさんきを竹りしきのうみだに
あまびくとがくうくちくくアモルととふきの娘くわうきと
シル
記シル、ホキヒウ蓋簞被の使者のもの物くづりを父母くづく晴明の狐のこと
りゆくゆくは奥義粉すとみわあまくみえられどもみる深たる鏡され
ひきくひうりん奉文後集よ續世說をりく孫格が妻うづる家氏と
ひかの良人を携られて侍よ南海よ赴くとて先峠山寺との山院よ落々
無端変化荒涙一冗弱被恩情役此心不不如遂伴歸

よ。吃長笑。一一声煙。霧深と壁よ顎へ筆を棄豫とす。樹下躍る。水
あとふ鏡も糸漠同月の寓言と信するよ。是れび得水鏡はもと稀よとひ。
シウベ野子をきらうとひをやうを紀されたもくさんねごう。狛のきら
ねともくつねともくつねとも。嘴の又狛をしがたうやうもいふ。こよりよ
すきうすい。帷刀絵。狸の田えぬす。ベー。狛を帷刀絵とす。うれ。兼蓋の歌
よ。山賊を山のとくと統。催馬樂。蟹をすくひと。絵うとひ。る。準。ベー。
たちつことと通ひ。さとねとも。たうちめとも。ひあゆれ。飯綱のいもひのりを
累。飯綱の飯。身。つまみ。うなぎ。飯。綱。のいもひのりを
の。飯。綱。の。い。も。ひ。の。り。を
物。よ。う。と。続。う。れ。や。累。う。と。嘴。う。と。嘴。る。の。

○ 猪を野于とひよする 和名一枚云 猪考声切一韻云 猪
音猪私名
村豆禁獸
名。射于也。閔中呼之野于。語訛也。と妙り亦野于。猪又似之

之号末見首丘之寶。とりか秀句なり。後三條院にて
定文を御覽トモあり。感びて。隆綱が宰相中納を退分。
とひたる。之に辟事ベタリ。伊勢大神宮八幡宮いづゆ。サクルを
作られり。見于卷之二。やまと狛を神ト。祭る。又その由来久。昔唐山か
幡。すゆうた草鞋を被ス。被する。のり。衆人の敗鞋。あり。をも。ど
祭れハ心靈。あり。と。今我。傍から。遇たり。その狛。あり。神。
と尊信。と。の。灵草鞋。大王。すゆう。な。や。苏。き。や。佐渡。の。狸。の。ま。あり。
狛。され。狸の人。憑。あり。と。四國。も。狛。ハ。渡。ら。と。り。へ。但近属。
然。白狛。の。ま。と。り。是。否。ハ。ま。く。だ。

○物の妙。多く。猶。す。ん。の。す。あ。く。れ。ど。も。物。の。異。類。を。説。と。老。狛。の。美。事。
ある。す。へ。か。く。へ。ひ。妻。と。き。り。そ。そ。と。生。と。か。く。一。狛。狸。の。種。類。す。れ。ど。も。狛。と。狸。
と。ち。う。つ。う。そ。そ。を。生。る。す。を。す。ば。ぞ。犬。と。矮。犬。と。同。物。す。れ。ど。も。狛。の。小。

長。よ。便。り。れ。ば。ぬ。屋。ら。び。鴻。雁。燕。雀。の。類。す。の。形。の。相。似。と。り。と。雌。雄。
雄。よ。混。合。せ。ざ。る。の。自。然。の。理。す。り。鷦。と。り。の。く。の。雄。す。り。性。淫。う。な。り。の。う。そ。娶。
鳥。と。す。く。ん。を。求。む。す。り。ア。鷦。の。栖。む。山。す。の。餘。す。く。す。ら。び。と。り。鷦。一。
作。レ。鷦。故。大。雁。無。後。趾。虎。文。性。群。居。俗。呼。獨。豹。老。妓。似。
故。老。妓。名。鷦。子。洪。邁。俗考。よ。え。え。う。あ。い。う。も。そ。う。も。う。
ふ。邦。よ。う。れ。ば。實。言。と。も。う。ど。龜。也。又。雄。す。れ。う。の。う。蛇。と。ま。ト。う。鬼。
も。壯。う。れ。り。の。み。月。の。影。を。觀。す。し。空。ひ。と。り。古。鏡。わ。れ。ど。み。寓。言。こ。
龜。の。雌。雄。い。ま。ち。ぐ。と。鬼。の。北。壯。人。ま。ま。う。れ。玉。瓦。生。と。游。物。唯。あ。れ。ば。
坐。雄。あり。牡。あ。れ。べ。く。あ。く。北。あ。り。これ。も。又。自。然。の。理。と。人。保。蟲。の。長。万物。
の。靈。う。り。の。う。れ。ど。景。欲。あ。る。命。よ。善。惡。相。半。と。狂。夫。慾。火。の。林。病。一。が。こ。そ。
す。あ。り。と。も。故。ひ。て。犬。猫。狗。狸。よ。窓。も。う。り。の。ひ。し。人。狗。狸。を。喜。せ。ど。狗。狸。又。
人。を。お。が。べ。く。び。帰。女。子。の。蛇。よ。魅。せ。つ。と。く。家。る。う。ど。づ。音。物。稽。も。準。

そその虚實キヨジツをもるべーかるふらじく故奉コジとすりまへ人終ヒヒと疑ハダハひよ怪

ひづたるきく

因より鳥の雌雄をめときととのふらのとの字の准スイすりくとりす
うぶひとうどもとを准スイくべーとぐめひぐらめ山ウグレ四十からうどひめのめ
群クニごとぶりのあればめをそそて唱ヒナもれる欣ハジメしひの約ハシメめうらうらの景裏サキ
じうちの比ヒ妙ミのれ繫タチ沖ウヂ師セツの號カイすうりとうべいとハ養食巢ウグレス
うべの私訓フクニジマツクは蛇足ジヤツクの辨クニをうそあるうの小書カイつづくう怪アマリあり從ル南留邊サウル
志シユ雀部ヤクブをうらとむきたといまきを鷦鷯セウレウと書カタチ佐カくもじこれうそ
とりう又一說小雀ヤク字大雀ヤク尊ミコトと古事記コジ又キ書カタチきとくらゆの古刻スイタシビ
さへちよかに本艸綱カタシラ月時略カタシラ號カタチ上アマ女ヒメの其容カタチみづに雀ヤクの短尾タシ
の鳥トリを稱セイむる字うれい合スルて雀字ヤクナを假ナシるとうり後せうと難ハシメ
まめと刻ヨミとも汝チヒサれりうきあそごめうりひひめ風ウリともりひと玉丸タマハラの私フクニ

きやめの絶艳カレバクダウとりひく看妻娘カタシラといふ草木すゝ臂步化シテハりのと一本入シテハの
あらうへこくろあ致スルりのよ載スルくらら南苗邊志セウレウの號カタチを補ハシメふぞく
愚接ゲンジ日本紀ヒムカニの不見ハシメれを大鷦鷯セウレウと書カタチたり鷦鷯セウレウハ今そぞと
さうと留メテくその歌雀ヤクうちも小うるをりのちくびさくの鷦鷯セウレウの古刻カタシラ
まう雀ヤクはそれうりちにちうれいが大きれと唱ヒナくらうや

白シロ氏シロ文モト集モト右モト塚モト狛モウニ且モト老モト化モト為モト婦モト人モト一モト顏モト一モト色モト好モト頭モト變モト雲モト
變モト固モト變モト斑モト大モト尾モト曳モト作モト長モト紅モト裳モト徐モト行モト傍モト荒モト村モト路モト日モト欲モト
暮モト時モト人モト一モト靜モト處モト或モト歌モト或モト舞モト或モト悲モト啼モト華モト肩モト不モト舉モト花モト一モト顏モト低モト忽モト
然モト一モト笑モト千モト萬モト態モト見モト者モト十モト人モト八モト九モト迷モト假モト色モト迷モト人モト猶モト若モト是モト
真モト一モト色モト迷モト人モト應モト過モト此モト彼モト真モト此モト假モト俱モト迷モト人モト一モト心モト惡モト假モト貴モト重モト
真モト猶モト假モト女モト妖モト害モト猶モト淺モト一モト朝モト一モト夕モト迷モト人モト眼モト女モト為モト狔モト媚モト害モト
卽モト深モト同モト長モト月モト長モト溺モト人モト心モト何モト況モト穢モト姐モト色モト盡モト惑モト能モト麥モト人モト家モト

覆人國君一看為害淺深間。豈將假色同真色。曲亭子云
世の童子木下ぐらうとの辯を絶ト乃が狛化ト美女とされども人よ満
ちるのみふくらうをあつべー妖狛の眞の女とすねば一朝一人の眼
を迷ひのそ改つての害狛浅く眞の女が狛媚をうそとてひそめ害
計日長く月長く人の心を迷ひのうねば寢姫姫が類人家が妻
一人國を覆ひ至り豈假色をりく眞色と同くせんかと云ひ
貌が人の婦となりふを生むのうがられ眞の色と等向氏も真假を論
むまわしきうさん一笑を獲べ

○唐山演義の書より九尾の老狛化して姫とすれ紺王を蟲惑せしと
傳す。一りばこうらも好車の男のありと。近衛帝の宮嬪玉藻翁とす。狛
妖を作りかせしハ箇曲の滑稽あるが何人か序あゆうち欲互すりて二國傳毒
の怪談きりぬこの草紙えぐく写卒よく行且つ成近曾繪より板上樓

まじく行且と九尾の狛となりが姫玉藻翁とて依ふも合意せり今接ぞ
かか九尾の狛ハ瑞獸也。呂一氏春秋。禹年三十未娶行塗山。恐時
暮失嗣辭曰吾之要必有應也。乃有白一狛九尾而造
于禹。禹曰自者吾服也。九尾者其證也。于是一塗山人
歎曰縵縷向一狛。九尾麗麗成于家室。我都悠一畠。于是一
娶塗山女。○白一荒通。狛九尾者何。猶元首丘不忘
也。明安不忘危也。必九尾者何。九妃得其所。子孫繁
息也。於尾何。明後端蓋也。○滑確居類書。郭璞贊青
丘奇獸。九尾之狛。有道翔一見。出則衡書。作瑞周文。以
標靈符亦王一襄。四子講德一論。文一王應。九尾狛而東夷
歸周。武一王獲白一美。諸侯同辭。うれらみ祥瑞を舉に。亦山
海一經。青丘山九尾狛能食人。食之不盡。又同書。青丘

之國有執九尾徳至乃未注青丘國有東海之北。

亦按毛小狐缺五簾前のる下学集中卷第二端大進毛

毛ハ九尾の執ひてア憎む厄めのあらべのは毛毛かね文安己前的小絶毛ミ申業發毛毛毛

○閨一陽雜姦段一成一式云執一夜擊一尾火一出將為怪必戴體

體一拜一北斗一體體不墜則化為人どりうれよ因て執の體體を

戴くうを物すも書そひ圖も画師の筆よとれば歸幼も毛毛うれを

あれ毛あうれども獨體の毛う限らぬ毛亡友某の筆よ嘗上毛毛のりしと毛

九月の比降ふたる雨霧よとれば端山又草特ヤドニアととくまくらあ三草

を纏引々田中の捷徑をゆく行ふ野執の何タサクも毛毛をつこ邊て

毛くうれをアスレバラの純一條の枯芦を弄て畔よ散ちりたる柿の葉を

拾ひてこの芦へほらねてタリ彼竹のみよめどもやわん音みどそと蜜柑

アミカリも樹柑の蔭よ集合くうひてうだうよ執のとも毛毛さうりん

柿の葉をさう一うほり一その芦成編のど一せん毛毛項毛毛被一すうり

ノが忽よえううひねうきにりのスンよとせうるく日の頃にたり徳毛

ととく先よたらあとようりつ亦ニニ阿セイよひうひきる独木橋のほとくよ微

ジク妙らうなけたる女楓のりうら一備する一筆を肩すく毛アキテナム

毛アスカムね美サレリ一とく疑ふばうもあくぬ今野執うめりうどやうら

駿一ア妹の役をあら空びやととある一小石塊きどをうそりくも化け

いと吉脩と妹一役と罵りはく殊をもとと打うれば矢女ハリくとどく

たて田の中立さんびくもや飛とうりんすく右毛ある小松山一うすを掌すと

のりの狀よきりと後方をうくうう叢のゆづる背うち執の妹もとく

毛り亦相模の原木うり五里をく甲別の山とくうあう丹波とく處

毛字丹本とゆううの執を約ると世人よ驚れ人よ憲もる執もく輪く

輪るとみん草木の支へあくうれん執の物うううううれども毛ごろ

シント
ショウセツ
ヤコ
クライミ
新渡の小説など大河の野航の怪談の如きより
シント
ショウセツ
ヤコ
クライミ

物の名

ちとあめをかみよ薦臍。本草ニ云ノ。一ノ名、草薦。名和を放比。鋸のばくすを
のとくつわを秋よ鋸。和名能保岐利他刀有齒者也。この工具のがくとくる。
物うれどあろんひく。燈心。とうもとをとうりん和名前よ燈心。和名度
字。之美燈心者。青紀也。らの餘輪。うちをもあ馬。うちをもうとい。
紀へ既よ古人の考められべりしつ又紀もよ似く紀よゆふびうりのゆり。歴さ
りをもり(三味線)さみらんをあみらんされら紀よゆふびうりのゆり。歴さ
きもやうひもんをひもやうんとひんざをももげんじとく。モーううやとよが
部。餘へ準そももうん

○渡海の私風波の難よりをあすへりまの私
ヘイ石率紀は**暴風**をアカシマカセと刻ビ日本武尊東征トゆふて
國へ渡らんともあらずとれたる御私暴風の内よ覆らんとヤリウガ茅穂姫命
波を抜ケテ海底よひあひ一處を照がせめりと審うるん(小蟹)ヤマサキ

かきちうる蟹をりふさうよの蜘蛛カニとつづくの蜘蛛カニの形カニらひさる蟹よ似カニた
りべすり又網アミよめれる蟹を揚タマクモほよえくそらる縣シナニらめり
獅シ一子チ抛ハルマリ越アミ蟹カニ入テアミ魚イカ醫カニ却タリ似カニ結バヌラ網アミ蜘蛛カニ一蜘蛛カニの對ツイ也カニ嗜ヒイ

と總より九十九里とりよ濱より白里と書ふとれ義訓を百の一を去りへ九十
九より頼朝卿彼比へ赴きて廣常常胤ホを招くひとたゆ書ヶと教
めひとく土人の近く是否のちど近属に戸主く疏疏莢を一炮烙りく蒸
焼うなぎを八里半と号す賣へてく宜くとくその味くわよらつとりよ経
亦浪義よと味糟の中へ番椒竹輪とも辛いを揚ぐべたまを天空味糟
とりよめらじもぎれの天空へゑの總すりきの滑轆轤殆絶倒を野夫よも功者
ゆうともやるゆをやうとせん

○うちちが物ヨクグンにその圓那ワヌとよたり子六月村と書くとそこと村と

事、文、前、集、云。戸、子、ニ、云。孔、子、遇、盜、泉、一、渴、矣、而、不、
レ、飲。トウセンド。カツスレドモ。トウセンド。カツスレドモ。ズノマ。

事文前集云。尸子云。孔子過盜泉渴矣而不飲。淮南子亦云。曾子至孝。不遇勝母。黑子悲樂。不入朝歌。蓋

子亦云曾老子至孝不_レ過勝母。黒老子非樂不_レ入朝歌。蓋
子の名を憎めば_{ニク}本邦より岐祖より波とゆべぬあり。孔子の道を學び人
々躊躇ふべし東海道より親もくど子もくどと喟る荒城ありトナフアリツ
又誠後モアラ曾子孝
を義じ外のへ過らド近属あるよりひし小野が通老子後その女伝_{スメ}儀_{マナ}有る
ウラヤヨギナカゴロ

母を捨スニテのゝまへばらへ、あをばく車カミをやへとへわかられどももはなも
寄ハロナレうがくことのんきあるまへ帰フギヨシ安あとへども見ケシシキタカ藏車カミ一丹波タニバかくくわうら

栗をもてて饗食とともに陸郎ヒト等スル事よりがれを懷スル事がば矣

滿娘山の原菖蒲と書く。桓武天皇の延暦廿一年五月庚戌、廢相摸國足柄路
開^{ミテ}菖蒲^{ニシキ}途^ヲ以^テ富士燒^テ碎^ク石塞^ク道^ヲ也[。]翌年五月廢^リ菖蒲^ノ
亦近江の大津の舊名古津也[。]菖蒲復^ス足柄舊路^ヲ亦近江の大津也[。]

シミ
イヌ
ナ
レ
メグリ

田の產地別は倍と猶樹立より多く梨子居られぬるゝとれひ忽ち久遠
名はくとのつらの名も亦呼べどもらど梨子の食物とありて殺さと
キヨ
シヨウモツ
コロ

○羊麻草蛇毒ドクどひの草ドク人の毒ドクあらんとせドクだかとくドクの菌ドク

ひきうちれを認ミテモハシビロ腹ノ内ニ命ヲ閼ヒタリのを救フヘ
ヒヌガリニヨジツカイヌタデイヌホウキイヌコミ
サムラノ文宣次水落高麗、匈牙利
サムラノ文宣次水落高麗、匈牙利

本邦の放棄物 水薺、龍葵、柏脊

ヨモギ
イヌナツナ
イヌトクサ
イヌリミメ
イスヤハナリトウ
アツバゲ
イトマ
アヌ
アヌ

アサブ カウガイジ コメイ コクフ カヨ
アサブ カウガイジ コメイ コクフ カヨ

○江戸麻布の岸橋へ左名(國府)を下橋となりまつて國府方より上り

卷之三

近江の源五郎助の室町家のとくに錦織源五郎といふのが湖水の漁業を司
る。源五郎は朝太守を京都へ進んで、うどみの名めりといふ佐渡より鰐の貢源
八とゆふ奥あくらう名ほけたるぬくらうどくの餘ヨトクヒトクヒ、福鰐サード、針千本ムハ、箱ぬぐハグ
をえざれば、圖ヅからどあれるへよなづねべー

コカ
ナハ
アレ

土 檀那附白入

今人の家僕たるゝもの主を稱す。檀那と云ふ。亦家僕ともとも貧人へ當
家を稱す。檀那と云ふ。伊豆の民間。その子又を稱す。檀那と云ふ。接ひま
檀那の具。佗那体。と云ふ。唐は翻。施主との事也。凡出家者
俗子をも。稱す。勿論。されど俗人の稱は。多に似けず。辨。六一度法
云。檀。那。秦。言。布。施。若。内。有。信。心。外。有。福。因。有。財。物。三
事。和。合。心。生。捨。法。能。破。慳。貪。是。爲。檀。那。と翻譯名義集よ。

えたりあれば檀那の財施の義すと施主と云ふが如く貧者もばらを身
を乞ひて富人を檀那とする外の富るのを唐山より富子威子のを
大官人と稱し亦財主花主と稱を多編の言葉なり

固ゆりの祖徳翁の奈良造志又高泉の異聞より持あひ母の神も云
長金孺人神主と題せりと高直也又後ひ一僧のやうに者又成名つ
べらるる異聞ともう一佛法ももう死ゆと云ふ今あるところの方の戒巻
ハ往古の謎号を擬へたりと傳へされば又竹院もしく喝ひを廢人に
い面圓あるべく小聲かあれど而年の後の後は孫祖考の冥名をもとより
多くせりのとおせりされど墓碑より戒名の傍よ冥名を承る
子孫又傳すほくぞゆべゆる

○向人の厚美人の稱せらるるを浪華うる一友人の寢又寛永以テ秋波を
墨子と称すととくへもと姓サハシレルと稱トヒトアキタウモリヒテ
の傀儡女を後山男斎向拍子などはくられば姓サヒロトヒトアキタウモリヒテ
花曲亭子接もくと美人を自人と呼トヒタクの唐え禪が會真記より金星
記の金聖歎が外書セテ圓窓記の巷陽又載されば小鏡を照らへいつ
事あらわす

○苗字

卷のとたれたりのうれび入のすゞく嘆きんをよ唐山より字すとこれを互
生づく 天朝の字の制度より私より字をうもありけり
文庫藏本を文殊と

とる思キニヤジンセイサイダイヒウトモ
年山紀聞静齋隨筆ある字の多きを論トられ候ども考漏されしゆ
のつづり今接する玉海の安元三年四月二十日 宣肯 依奉財神
輿一給一獄一所革とあり篠山田使俊行五郎
又奥祇園記又字荒川左郎 安元十郎 うどえとくの難波早尾荒川
班月など稱する後世より苗字なり苗字の字の則字の多きと云ひあへ
う五郎六郎など稱するこそせまゝ異うれ甚難波と稱ト早尾と称ど
革まゝ字孫へ作るをりと苗字とくの人の多くが之を同苗と唱うるをその苗
書たり俗說辨又今之苗字とくの姓氏又うだ家号でとくへ生じて苗まの
字の字よひづきとせらればほく字と稱するに唐少の字と母のトカウゼ
士よ苗字といひ市人よ家号といふ亦これ故あり

○今人之名を名告とくへ字を名号とくへを也右更分脚をどく舊官名也
よく世人をみてあはれ主軒中蔵内事内と脚ろんその職をの入よ限る今

○原原氏の人源と稱ト橘氏の人夏と稱ト原氏の人内舍人もとと原氏と
稱ト化の内所をもとと余田をもとと主藏の内所をもと梶
原平二江田源二の子と余田源義と書長男もとととを郎と呼
平氏の人源と稱ト橘氏の人夏と稱ト清原もとと清と稱する類も
古實もと稱されども今耳うれゝ怪ひ人ト 亦一歳よきのゑへど
○彦ひりすへ尊者有の稱麻呂は良識の自称されど中葉もとや賤の内のもと
推量ろくのぞめ白石先生の人名考又天子武將の御名へ凡人の唱る而
かくゆきやくぐらび室阿殿代との辯よ統治するにあり宝慈院殿の
辯を義経と申したるの字を教と唱り人あれど善廣院殿を義教と
云ふ事もあらむと云ふとその祖考の辯よ同じたる時代を
又大内院殿を義昭と申すと唱り人あれど靈陽院殿を義昭と申すと
云ふ事もあらむコレ

東艦正治元年八月廿日之記。中將家頼家景盛
を詠。さゝれしとが尾御臺所。佐々木三郎兵衛入道。そぞ
竦あゆの襟よ北條者親戚也。仍先人頻被施芳情常念。
招一座右給。而卒於被草等無優賞。剝皆令喫實名給。
之間各恨之由。有其鳳所。趨於事令用意給者。殊
末一代不可有盡。吹儀之旨。被蓋諷諫。之御詞と綠ど頼家
弱宦。とどりども君を北條に免老すと。ともに君臣の間もあらず
より實名を呼きを恨とせり。亦日知綠菴之四。人君称大夫。字又善
亡三人主。呼人臣。字とりて後考へ。

○平家物語は治承元年五月五日の月天台座主明雲大僧正公清を停止
まちろくうへ差人を遣使す わい輪の本もとをめくらひて内侍官を改易
せむる云々陰陽師ゆべの泰親ヤスチカがナガモヒタモをうそを育者の明雲といひ
ゆふとくろづくは月月の光をうそばくすよ雲ありともさんづきの曲亭
ふく社ふくの者實ヒツ之實也ともてかのうど文宇を擇べエス同書可
清鑑鑑深の字よりし比ふまよと一覽イシ自行ヤヨシ
をわそぞうとわざれども

夜あらぬとちりりとよまほへ盡る所もとをあれ

タテ

五

是よりして清盛の名をされど元の御事に於て清盛の代

モリ

清

盛

の字を多くとせしと疑らる清く盛のちん秋へ後への防會を

ラルタ

清

盛

の行を後がしめべ一門不只幾の高位高官より升り

タ

富

を欲されば仁すらにされば不富清とと盤のとんを難き

タ

富

を

難

○往古の人の名も今とて同トやうぞ或い文字の音をりもあり或い文字の音と訓とをりと併てありとその人の隨意記よりされば文字の数は定らず

タ

四

代

仁明天皇の御代より今之代の人の如く要く文字の訓を取

タ

二

字

を用

タ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

タ

四

代

仁明天皇の御代より今之代の人の如く要く文字の訓を取

タ

三

字

を用

タ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

タ

三

字

を用

タ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

タ

二

字

を用

タ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

タ

一

字

を用

タ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

シ

テ

タ

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

タ

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

タ

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

タ

本

本

きんのよりとぞ見へ一男を左席二男を二郎とのみ見へが承入よ、て給
さくわう住外の地名すどよ祖又又の名を被る東の四郎が一男を東
四郎を席又されば二男うれば東四郎左席三郎と呼ぶとせず又佐渡を
ハ女のおよにさとひが難ありとをの故ひもくどスめことじかねむせ
くまづれへ朝生をなすまく名じくといふ疊タモクレムト男くまゆを
朝从疊々々々と名告るタの事一亦猿松愁泉晚矣傳うどりあわす亦
作玄傳が一ふ伊千又玄平が一ふ玄傳と名告りの事とあるの也
の俗習便宜は仕事ノリのうれば即ち紛きみすれや

○太平記よりえだる般法印良忠の関白兼貢通平公の二男として殿と
稱と殿との関白殿下のちんすとちうへて往昔のもの又その良人の官屬
を被るその中の妻と呼びて御ちば私泉守橋道貞の妻と私泉式
部と稱し伊勢守継蔭が女を伊勢と稱せし即ちされば伊豆の大崎の

居民の又祖の名を被るゆふすれ古風の送りる事

○天子の謚号小院号を唱えん世とすりて 安徳 崇徳 須徳の重
徳溢の法と稱りおあらうべ 後醍醐院をせよ 後醍醐天皇 稲
寺御法駄 タカハシ ホンニキモウギ
後醍醐院とあら本朝蒙求第71條よ 常家徳頤覆 尊治濫賞と
顕だり 尊治の後醍醐院の御辯レ 国史たりとも天子の御辯を明め
よせられず これらは只管よ慶山の蒙求よりひよえ学の數を

おと頃をとくのへんとく行ふ不敬詔の裔辯をうそり仰者うへら
うへらうへらうへら 後醍醐院の謚号くじめへりんや院とナカトを仁治
の頃 後鳥羽とあらひあらひうへら 増鏡卷の二よつとえたり行ふうへら
おととそられだらうへらうへらのりん謚と優アとすえあへいが廉徳公と嘆嘆
居やの謚を避ひあへた あらはうへら 東鑑卷一延應元年五月廿九日追號頭徳院ト云云

○曲禮の名子者。不以國。不以月。不以隱疾。不以山川。
とある平人のうへをりつよあくび異朝の法又天子の律又等一に文まゐる
物のみその名をあくひをうへたるがくうて秦の始皇帝の律政とやうぢ
うべ正月を端月と呼漢の皇后の律雉とやうぢうべ雉を野雞と改られたるに
がく見ゆり。天朝より上代より天子の律の文字を避るといふとゆゑす
うする制度あくべ天紀自月をうべかくの帽を改らうべ中華もうく
唐山の法則もうくをあひて。淳和天皇の御一名を大伴とやうせ
大伴氏を伴と呼をあくひうべ只大字の名を避て政正同音なりとて五月
を端月とぞうぞく嚴密なる制度よりがと亦染殿太后もうくきうくちう
さん様と御とぞうぞく後より御を改て常夏と呼なまく祐盡
お大嘗惠公体をひく神原玄輔老人のひく圓央筆を絶て後ハニ
さる制度がくえん。後醍醐院の建武のう正成義貞朝長よりその功を

かくどううらり高祖めよ天子御律の一字を賜アリ。尊氏と唱うる
うれつやくこうのうれつやく士とうぶくんとの御謀畧をうこも先王の御
強みをうせぬくべ。中興の御卷の遂をうづまくづもうくど
○赫奕娘と稱セ。少女二人のうち事紀。天皇紀又大筒木母根王のうん娘
越具夜比賣。竹取物語。竹取翁のみやつとが娘女やうりあむ
大鏡。清慎公のあんせはやひめあうくのうち事紀と大鏡のゆくせ儀
とくうりのちほくうくらうくよ世の入り。膚足もくりのうくのまくらふゆ
らぐ古今未生の娘婦。竹取翁が女のミサよ名高たれ。物語うれがは
天朝の古記録。室と御ぞうりの差條新古の差別。文德實錄卷十。葉九
天安二年三月乙亥。母波守後五位下。文室朝臣助
雄。率助雄者。中納言後三位直。世王之第二子也。家
王一明。遊大堂。略傳。經史。云。又同書。第十六
九葉。天安二年六

月己酉。云云。大掌助後五輪下。山田連春城平春城
家連城右京人也。云云と見え。亦同書卷八。第十一葉後六位下
朝臣字一子授後立位ト。とりよりうらは官籍の名より字の後より
ゆふと同よ抄錄也。二代實錄卷十七。第十一葉観十二年二

月十九日辛丑。云云。參議後三位青澣宿祐善繼鑒
高名達。左京人也。云云。うちらるる菅文琳の上より當時大學寮
主堂監の學生を以て。もとを嘆法。做ひて。まちくも。うれど。大學より
まちざりし入士の如き。かくも。玉海奥羽軍記。あくまえらう。家とおひき
り。久童蒙もひまくへく。○入鹿と。人々。ア。皇極の歎字。サ。蘇程
入鹿亦桓武平城。嵯峨の之帝。よつくる多。朝臣入鹿亦諸兄。ト。ア。又
ウ。聖武の御時。左大臣橘。諸兄。清和の御時。時。統宿祐。諸兄。亦
田村廉長。といふ人。二人。ア。桓武の御時。坂上大宿祐。田村麻呂。清和の

御時。河内連田村麻呂。の餘。う。あ。べ。

○婦女子の名。よ。代。實。錄。卷。之。八。藤原朝臣御廉。す。と
う。と。前。の。所。見。る。

○唐山の常言。よ。亂王。屢改。号。窮士。數。更。名。と。の。と。い。人。の。故。う。く。て
う。と。更。う。う。う。れ。祥。よ。あ。く。と。又。祖。の。字。と。相。続。と。代。を。そ。代。を。改。る。
唐山の例。う。と。り。か。と。る。幸邦の良媛。舊家。う。ら。ぎ。う。の。よ。め。う。る。と。せ。ぐ。
れ。ば。り。で。ひ。た。例。と。り。ふ。べ。ー。又。祖。の。字。と。相。続。も。う。う。の。前。の。り。の。苗。ま。の。送。意
教。唐。山。う。と。王。氏。馬。氏。う。と。の。代。を。そ。の。官。爵。を。ま。く。う。さ。り。と。み。孫。の。至。を
て。姓。と。ち。う。う。と。ま。え。う。う。苗。ま。の。親。と。参。考。だ。ー。亦。接。み。父。の。名。を。続。る。
唐。山。う。と。う。の。例。あ。り。顧炎武。が。日。知。錄。卷。廿。姓。名。の。親。考。の。べ。

○柔城の御時。貴人。その。よ。り。つ。う。乳。母。の。姓。氏。よ。因。と。り。す。文。獻。寶。錄。卷。
之。十。九。葉。嵯峨天皇。誕。生。有。乳。母。姓。神。野。先。朝。之。制。每。皇。子。生。

以乳母姓為之名焉故以神而為天皇譯云云是之最優也
其制度亦復不人

葵石雜志卷之二



لـ ١٢٣٤٥٦٧٨٩٠

